

長岡都市計画地区計画の変更

(長岡市決定)

都市計画琴平地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		琴平地区地区計画		
位 置		長岡市地蔵2丁目、東栄1丁目、2丁目、3丁目、琴平1丁目、2丁目の各一部		
面 積		約 8.8 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は JR 長岡駅から北へ約 1.5km、国道 8 号長岡バイパスと都市計画道路横枕町福島線の結節部に位置した交通利便性の高い地区である。このような地理的条件のもと、本地区では、生活利便施設や医療・福祉施設を含む住居系市街地の形成を目的とした土地区画整理事業の実施が計画されている。</p> <p>このため、地区計画を策定することにより、合理的かつ健全な土地利用を誘導するとともに、建築物等の規制・誘導を積極的に行い、良好な市街地環境を形成し保持することを目的とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>良好な市街地の形成を図るため、地区内を用途地域区分に応じ、住宅地区（第一種住居地域）、商業地区（第二種住居地域）、医療・福祉地区（第二種住居地域）に区分する。</p> <p>住宅地区は、周辺の既成市街地と調和した良好な戸建て住宅地としての土地利用を誘導する。商業地区は、幹線道路沿いの立地条件を活かし、店舗・飲食店など、生活利便性を高める土地利用を誘導する。医療福祉地区には医療・福祉施設の配置を誘導する。なお、商業地区において、商業施設が複数棟まとまって立地した場合の床面積の総量は、10,000 m²程度を目安とする。</p>		
	地区施設の整備方針	<p>地区施設としては、地区内幹線道路及び公園を適切に配置することにより、居住者の利便性及び安全性の向上を図る。</p>		
	建築物の整備方針	<p>良好な市街地環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。また、敷地内には極力植栽を行い地区の緑化に努めるものとする。</p>		
位 置		長岡市地蔵2丁目、東栄1丁目、2丁目、3丁目、琴平1丁目、2丁目の各一部		
面 積		約 8.7 ha		
地区施設の配置及び規模		<p>区画道路 幅員 12.0m 総延長 約 80 m</p> <p>公園 1号公園 面積 約2,000m² 2号公園 面積 約600m²</p>		
地区整備計画	地区の区分	住宅地区 (第一種住居地域)	商業地区 (第二種住居地域)	医療・福祉地区 (第二種住居地域)
	地区の区分の面積	3.3ha	3.7ha	1.7ha
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 150 m² を超えるもの 事務所その他これに類するもの 集会場 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの ホテル又は旅館 	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 共同住宅、寄宿舍又は下宿 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m² を超えるもの 	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（診療所その他これに類するものを除く） 共同住宅、寄宿舍又は下宿 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 150 m² を超えるもの

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	6. 自動車教習所 7. 畜舎 8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの 9. 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く） 10. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	5. 集会場で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 6. 自動車教習所 7. 畜舎 8. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9. カラオケボックスその他これに類するもの 10. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの	5. 集会場 6. ホテル又は旅館 7. 自動車教習所 8. 畜舎 9. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 10. カラオケボックスその他これに類するもの 11. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの 12. 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く）
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	1,000㎡	400㎡ (薬局等の用途に供する場合は200㎡)	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.0m以上でなければならない。 ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は制限を緩和することとする。 ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの ②車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3.0m以下のもの			
	建築物の意匠の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色は原色の多用を避け明るく落ち着いた色調とし、周辺環境との調和に努めるものとする。			
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は、生垣又はフェンス若しくは鉄柵等で透視可能なものとする。 ただし、道路面からの高さが1.2m以下のものにあつては、この限りではない。			

「区域は計画図表示のとおり」